

## **[事案 24-50] 配当買増保険金支払請求**

・平成 24 年 12 月 25 日 和解成立

### **<事案の概要>**

加入にあたり、手書きの契約内容説明資料により説明を受けたとして、同書面に記載どおりの年金の支払いを求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 59 年 11 月に、契約転換により、定期保険特約付終身保険に加入したが、死亡保障もあり年金も支払われると説明されて加入したものである。その後、主契約の保険料の払込が満了し、年金支払時期になっても支払われなかったことから、保険会社に確認したところ、年金は配当金によるものであり、加入時に支払金額が確定したものではないと言われた。

加入時に使用された説明資料は、募集人が募集の際に用いた手書書面のみで、同書面には、年金として、65 歳時 180 万円、70 歳時 110 万円、75 歳時 112 万円、80 歳時 352 万円と記載されていることから、この金額を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本件資料は、その内容や体裁に不自然な点があり、募集人が作成したものか疑問がある。
- (2) 仮に募集人が作成したとしても、本契約は、申立人が主張する確定金額を支払うことを内容としておらず、本件資料はパンフレットや約款に記載された契約内容の理解を助けるための補助資料に過ぎない。
- (3) 本契約は、社員配当金の支払方法が、増加生存保険の買増しにあてての方法とされており、パンフレット・設計書には、補助資料に記載された「年金」(増加生存保険金)の意味と支払時期を記し、その金額は将来の支払いを約束したものではないことが明記されている。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、申立人の主張は、本件補助資料記載の年金額を支払うことが本契約の内容になっているとするものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり、募集人が申立人に対し誤解を与える余地のある資料を用いた事実を考慮し、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 項第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

#### **1. 前提問題**

保険会社は、本件補助資料の内容や体裁に不自然な点があると主張するが、その内容は

転換前後の保障内容を記載したものと認められ、募集人が説明を容易にするために作成し、交付したものと推認できる。

申立人は、本件補助資料のみで募集がなされたと主張するが、保険商品の説明は、一般にパンフレットや設計書を用いてなされるので、本件も同様であったと考えられる。

従って、募集人はパンフレット等と本件補助資料を併用して本契約の内容を説明したものと推認できる。

## 2. 本契約の内容について

- (1) 保険契約は、申込書による加入申込に、保険会社が承諾することにより成立し、契約の内容は、申込書と保険証券に記載された内容に従うことになるが、本契約の申込書及び保険証券には、申立人が主張するような確定金額を支払う内容の記載はない。
- (2) そして、保険契約は、いわゆる附合契約で、約款の記載に従って契約内容が定められるが、本契約の社員配当金の支払方法については、増加生存保険買増方法で契約されており、この場合、被保険者の生存中は、保険料払込期間の満了時と、その後5年ごとに増加生存保険金が支払われるものとされている。そして、社員配当金は、保険会社の毎年の決算により生じた剰余金から支払われるので、決算の状況によって剰余金は変動し、社員配当金の額も変動するため、本契約は、増加生存保険金として確定金額を支払うことを内容とするものではない。
- (3) また、パンフレットには、「記載の増加生存保険金および特別配当金は昭和59年度の支払配当率により計算したもので、今後変動することがあります。従って、将来のお支払額をお約束するものではありません」との注意文言が記載されており、設計書にも同趣旨の注意文言が記載されている。
- (4) 以上より、本件補助資料は、転換前後の保障内容をわかり易く説明するために作成された資料で、記載されている数値は、保険金額等約款上固定した金額以外のものは予想金額に過ぎず、契約を拘束するものとは認められない。したがって、本件補助資料記載の年金額を支払うことが本契約の内容になっているとの申立人の主張を認めることはできない。

## 3. 和解について

上記のとおり判断するが、本件は、以下の事情に配慮して解決すべきである。

募集人が作成し交付した本件補助資料が、パンフレットや設計書の内容の説明であったとしても、増加生存保険金を「年金」と表示し、金額には「約」という文字が付けられていないことから、各年齢時に確定金額の支払いがなされるとの誤解を与えるような記載といえる。また、本件補助資料自体には注意文言の記載もない。従って、増加生存保険金の金額が将来変動しうることを確実に認識させるには不十分な面があったことは事実であるし、本件補助資料を用いることにより、募集人が、受取金額を強調した勧誘をした可能性も否定することはできない。